

令和6年鎌ヶ谷市農業委員会第3回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長時田將は、令和6年鎌ヶ谷市農業委員会第3回定例総会を鎌ヶ谷市役所本庁舎地下団体研修室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和6年3月12日（火） 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 11名

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 古川 和昭 委員 | 2. 高橋 雅浩 委員 | 3. 川村 誠司 委員 |
| 4. 石井 晃 委員 | 5. 板橋 睦男 委員 | 6. 熊谷 弘和 委員 |
| 7. 石井 正美 委員 | 8. 奥山 喜和子委員 | 9. 時田 將 委員 |
| 10. 山田 芳裕 委員 | 11. 皆川 利一 委員 | |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 大野 辰夫 委員 | 尾形 真宏 委員 | 飯田 展久 委員 |
| 鈴木 久夫 委員 | 渋谷 庄司 委員 | |

3 事務局出席者

出席職員 3名

- 事務局長 小松崎 佳之
事務局次長 浅海 一洋
会計年度任用職員 石川 美樹

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

- | | |
|----------------------------------|----|
| 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について | 5件 |
| 議案第2号 農用地利用集積計画について | 2件 |
| 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について | 4件 |
| 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について | 9件 |
| 報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について | 3件 |

5 開会 午後4時00分

時田 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和6年鎌ヶ谷市農業委員会第3回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

時田 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、

7番、石井正美委員、

8番、奥山喜和子委員を指名いたします。

時田 議長 お諮りいたします。
議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。
(「異議なし」との声多数あり)

時田 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。
今回の現地調査班は1班です。
川村誠司班長より総括報告をお願いいたします。

川村 班長 議長
時田 議長 3番、川村誠司班長
川村 班長 1班の現地調査の報告をいたします。
2月29日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、
班員4名、時田会長、山田会長職務代理者、事務局職員2名と共に現地調査を実施しました。
提出された案件は、農地法第5条の規定による許可申請について5件、
農用地利用集積計画について2件の合計7件です。
1班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
なお、詳細につきましては班員より報告いたします。
以上で1班の総括報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

時田 議長 それでは、農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたしますが、審議番号1から審議番号4までは関連しておりますので一括審議としたいと思います。ご異議ありませんか。
(「異議なし」との声多数あり)

時田 議長 ご異議なしと認め、審議番号1から審議番号4までを、一括審議といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長
時田 議長 浅海次長
浅海 次長 議案書の3ページをご覧ください。
議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、事業内容により審議番号1から審議番号4までを一括してご説明いたします。
申請地は、審議番号1が、畑2筆、合計面積1,593平方メートルで、
審議番号2が、畑4筆、合計面積4,786平方メートルで、審議番号3は、畑2筆、合計面積2,471平方メートルで、審議番号4が、畑1筆、
面積978平方メートルで、合計畑9筆、合計面積9,828平方メートルの賃借権による資材置場用地です。
申請理由は、新鎌ヶ谷駅周辺等に関発行為が今後も多く見込まれること

から、譲受人がアクセス環境の良い申請地に資材置場を計画するもので、転用計画は適当であるものと思われます。

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内を砂利敷きとすることにより自然浸透とするとともに、周囲に土砂流出抑制シート及び土留め柵等を設置することにより土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分は、半径1キロメートル以内に鉄道の駅があり、当該区域内の宅地割合が40パーセント以上あることから、第2種農地に該当します。代替性につきましては、現在の会社兼資材置場からもアクセスが良く、他では同等規模が見当たらないことから、他の土地では代替えがきかないものと思われます。

農地区分につきましては、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地に該当します。代替性につきましては、現在の会社兼資材置場からもアクセスが良く、他では同等規模が見当たらないことから、他の土地では代替えがきかないものと思われます。

資金につきましては、自己資金で賄い、金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、ございません。

なお、信用につきましては、特に違反等がないことから、問題はないものと思われます。

以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

石井 委員 議長

時田 議長 7番、石井正美委員

石井 委員 議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、事業内容により審議番号1から審議番号4までを一括報告いたします。

2月29日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、審議番号1が、畑2筆、合計面積1,593平方メートルの普通畑で、審議番号2が、畑4筆、合計面積4,786平方メートル普通畑で、審議番号3は、畑2筆、合計面積2,471平方メートル樹園地で、審議番号4が、畑1筆、面積978平方メートルの樹園地でした。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、広大な資材置場が必要な理由について、多種類の資材を仕分けするため必要となるとのことでした。また、資材の高さはどのくらいになるのかとの質問について、2～3メートル程度との回答でした。

次に、出入口から見て左側の水路へののり面が若干侵食されているため修繕等は考えているかとの質問に対し、整地等は考えているとのことでした。次に、提出された預金通帳が工事費を引くと残金が少ないことから、資金は確保されているかの質問したところ、確保しているとのことでした。次に、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出すること、使用開始後6ヶ月後に転用事実確認証明願を提出し、地目変更を行うこと、また、転用時事実確認書提出時に申請どおりでない場合は、証明が発行できない場合があることを伝えました。次に、関係各課から意見照会による意見書の受領及び受領の署名をお願いしました。最後に、上水道の設置の有無、完了予定日、土砂等の流出抑制の設置個所の確認したうえの訂正依頼、また、詳細な事業実績書の提出を総会前に提出するよう求め、本日訂正された土地利用計画図等を確認しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長

なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長

それでは、採決をいたします。

審議番号1から審議番号4までについて、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長

全員賛成により、審議番号1から審議番号4までは可決されました。

時田 議長

続きまして、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号5を議題といたします。

時田 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長

議長

時田 議長

浅海次長

浅海 次長

同じく、議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号5をご説明いたします。

申請地は、畑1筆、面積1,520平方メートルの内96.96平方メートルの使用貸借による農家住宅用地です。

申請理由は、譲受人は当該地隣接の宅地敷地内に住んでいますが、現在の住居を加工及び直売所として活用することから、新たに住宅の建築を計画するもので、転用計画は適当であるものと思われま

周辺農地への被害防除につきましては、雨水対策として、敷地内に浸透枘を設置するとともに、畑との境界に樹脂製止水版を設置することにより土砂等の流出抑制を図ります。

農地区分は、集团的に存在している農地で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、本申請は、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外事由に該当します。

資金につきましては、借入れ及び自己資金で賄い、借入れは金融機関の融資証明依頼書、自己資金は金融機関の残高証明書により確認しています。

関係法令につきましては、都市計画法に該当しますが、開発行為許可申請書の写しにより申請済みであることを確認しています。

なお、信用につきましては、当該地に無届の農業用倉庫が設置してあったことから始末書の提出がありましたが、その他に特に違反等がないことから、問題はないものと思われまます。

以上です。

時田 議長
石井 委員
時田 議長
石井 委員

現地調査の報告を求めます。

議長

4番、石井晃委員

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議番号5を報告いたします。

2月29日に事務局において申請内容等の説明を受けた後、現地調査及び審査会を実施しました。

申請地は、畑1筆、面積1,520平方メートルの内96.96平方メートルの普通畑です。

転用計画及び申請理由は事務局説明のとおりです。

審査会において、無届の農業用倉庫等があり始末書を提出していることから、今後は必ず事前に相談すること、前面道路は交通量が多いことから、資材搬入時等は十分注意すること、許可後は速やかに着工し、工事完了後は工事完了報告書を提出すること、また、事業計画に変更が生じた場合は事前に農業委員会事務局に相談するよう指導しました。

現地調査及び審査会の結果、許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号5について、現地調査班の報告のとおり決定することに、ご異議のない方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、審議番号5は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

時田 議長 浅海次長

浅海 次長 議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1をご説明いたします。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑1筆、面積2,988平方メートルの農地の賃借権による更新で、更に5年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

高橋 委員 議長

時田 議長 2番、高橋雅浩委員

高橋 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号1を報告いたします。

現地は、畑1筆、面積2,988平方メートルの梨畑です。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、更に賃借権の設定を5年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。
審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、審議番号1は可決されました。

時田 議長 続きまして、議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号2を議題といたします。

時田 議長 事務局に議案の説明をお願いします。

浅海 次長 議長

時田 議長 浅海次長

浅海 次長 同じく、議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号2をご説明いたします。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑2筆、合計面積4,859平方メートルの農地の使用貸借権による更新で、双方の合意により令和6年4月16日から令和6年12月31日までの利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。以上です。

時田 議長 現地調査の報告を求めます。

鈴木 委員 議長

時田 議長 鈴木久夫推進委員

鈴木 委員 議案第2号農用地利用集積計画について、審議番号2を報告いたします。

現地は、畑2筆、合計面積4,859平方メートルの梨畑です。

本件は、事務局説明のとおり、農用地利用集積計画の更新で、更に使用貸借権の設定を令和6年4月16日から令和6年12月31日まで行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上で報告を終わります。

時田 議長 ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

時田 議長 なければ、質疑を終了いたします。

時田 議長 それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

時田 議長 全員賛成により、審議番号2は可決されました。

時田 議長 以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告第1号から第3号までを事務局から報告願います。

石川会計年度任用職員 議長

時田 議長 石川会計年度任用職員

石川会計年度任用職員 議案書の5ページから7ページをご覧ください。

報告第1号農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について4件、報告第2号農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について9件の合計13件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の8ページから9ページまでをご覧ください。

報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について3件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、いずれも農地として耕作されていまして、事務局長専決により、証明書を発行いたしました。

以上です。

時田 議長 ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

時田 議長 以上で、令和6年鎌ヶ谷市農業委員会第3回定例総会を閉会いたします。皆様ご苦労様でした。

閉会 午後4時30分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 6年 4月 5日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 時田 將

鎌ヶ谷市農業委員会委員 石井 正美

鎌ヶ谷市農業委員会委員 奥山 喜和子